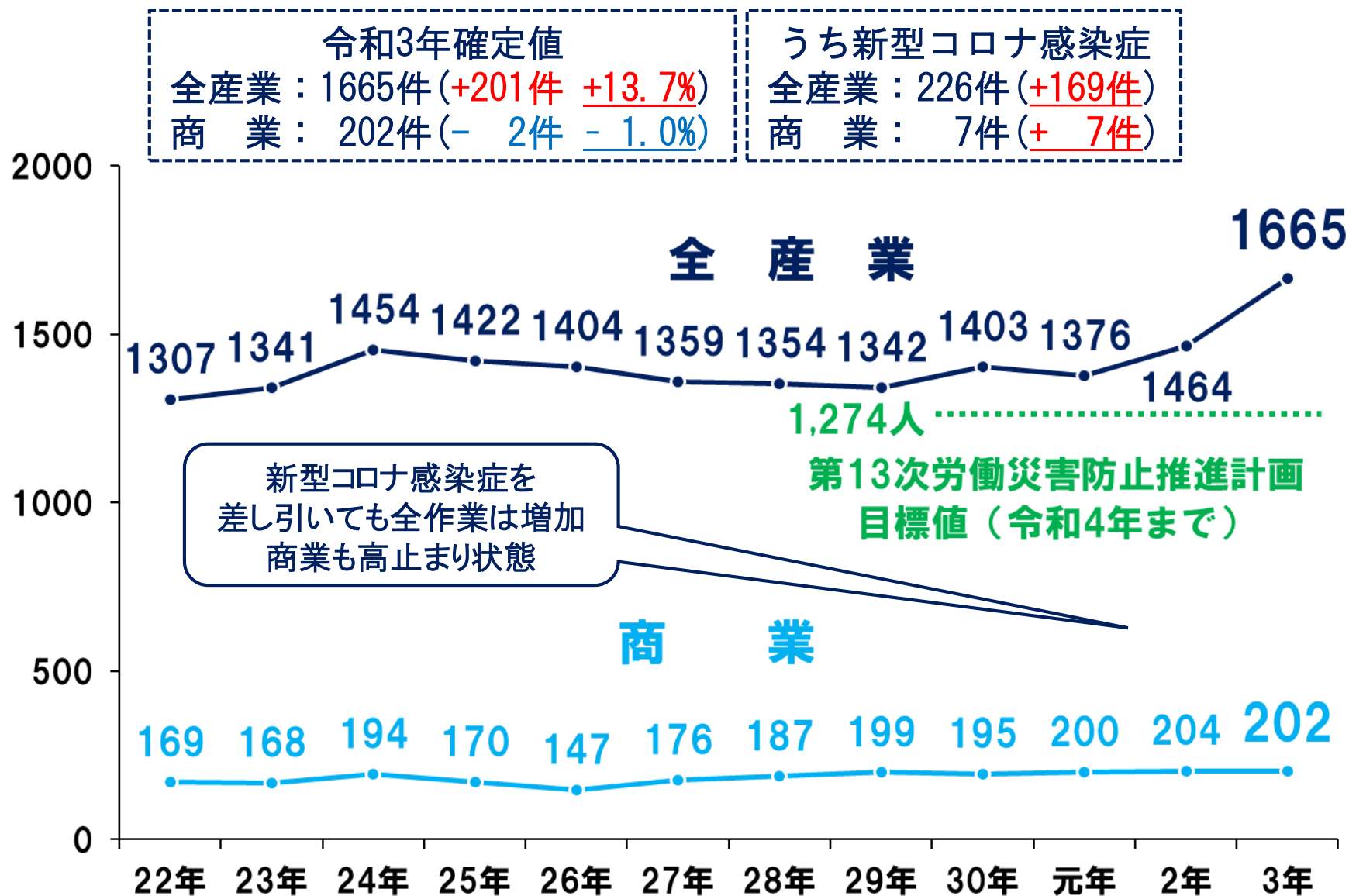


小売業における 労働災害防止等 説明会

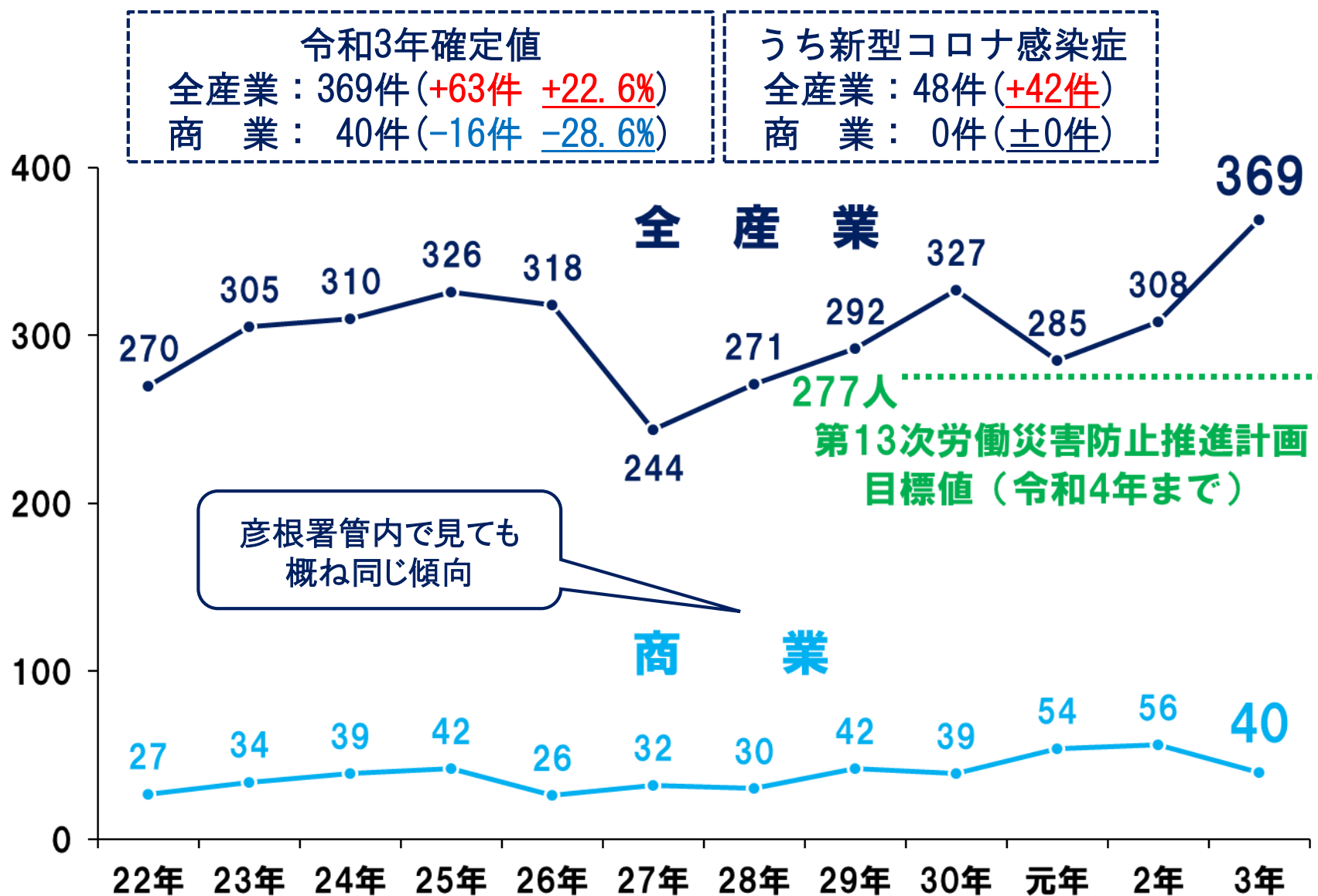
彦根労働基準監督署

労働災害発生状況

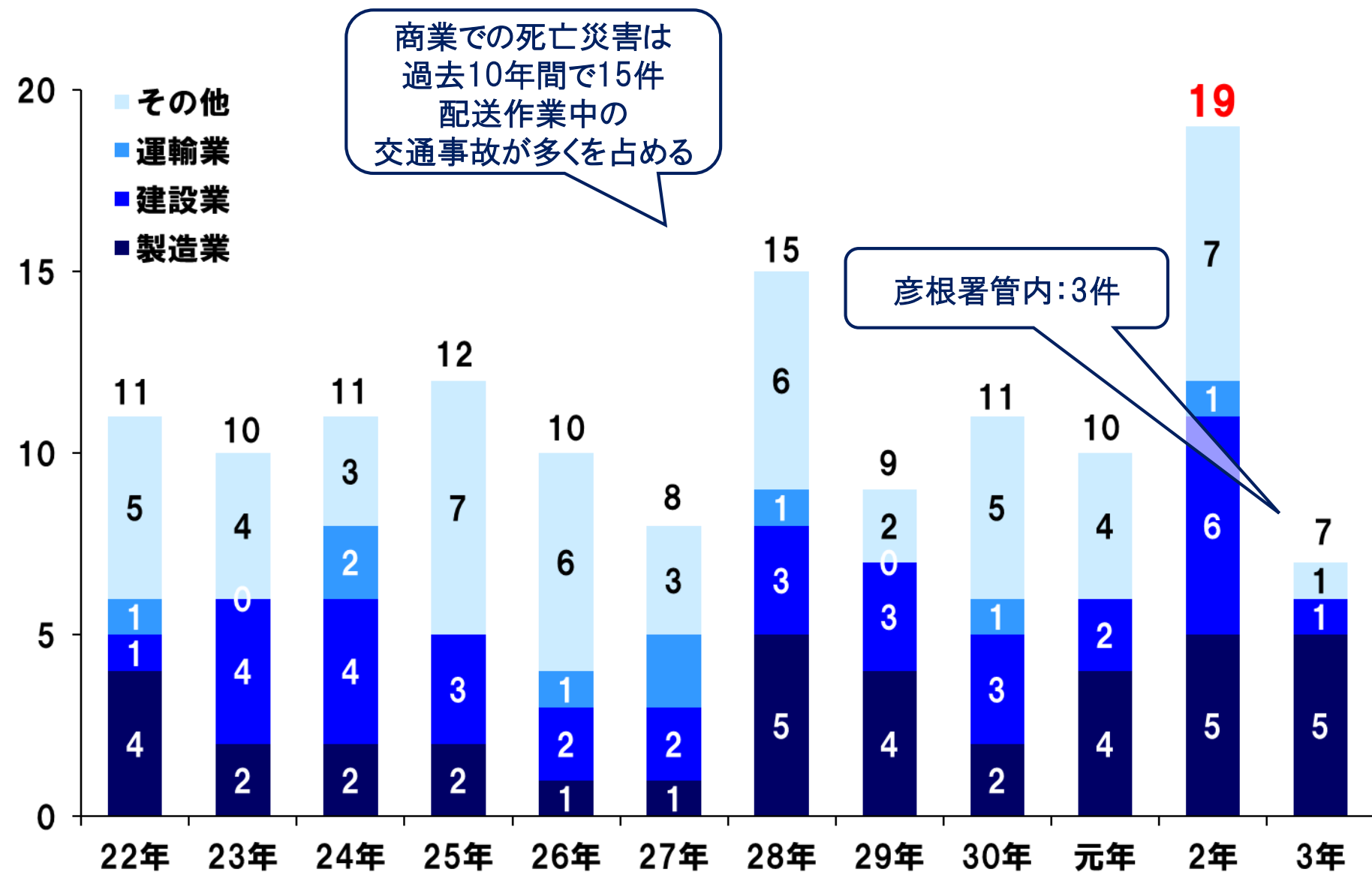
死傷災害発生状況の推移(滋賀県)



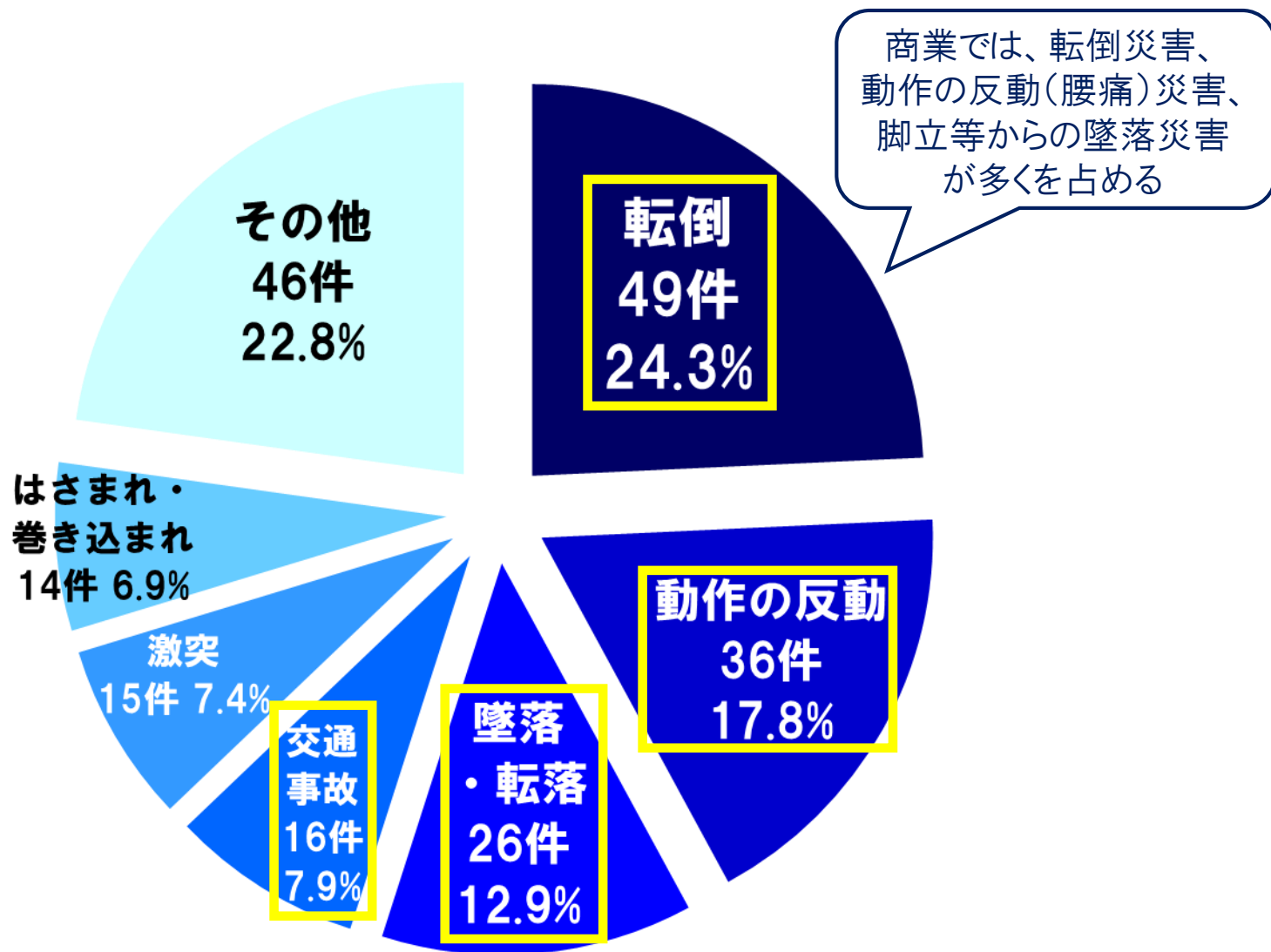
死傷災害発生状況の推移(彦根署管内)



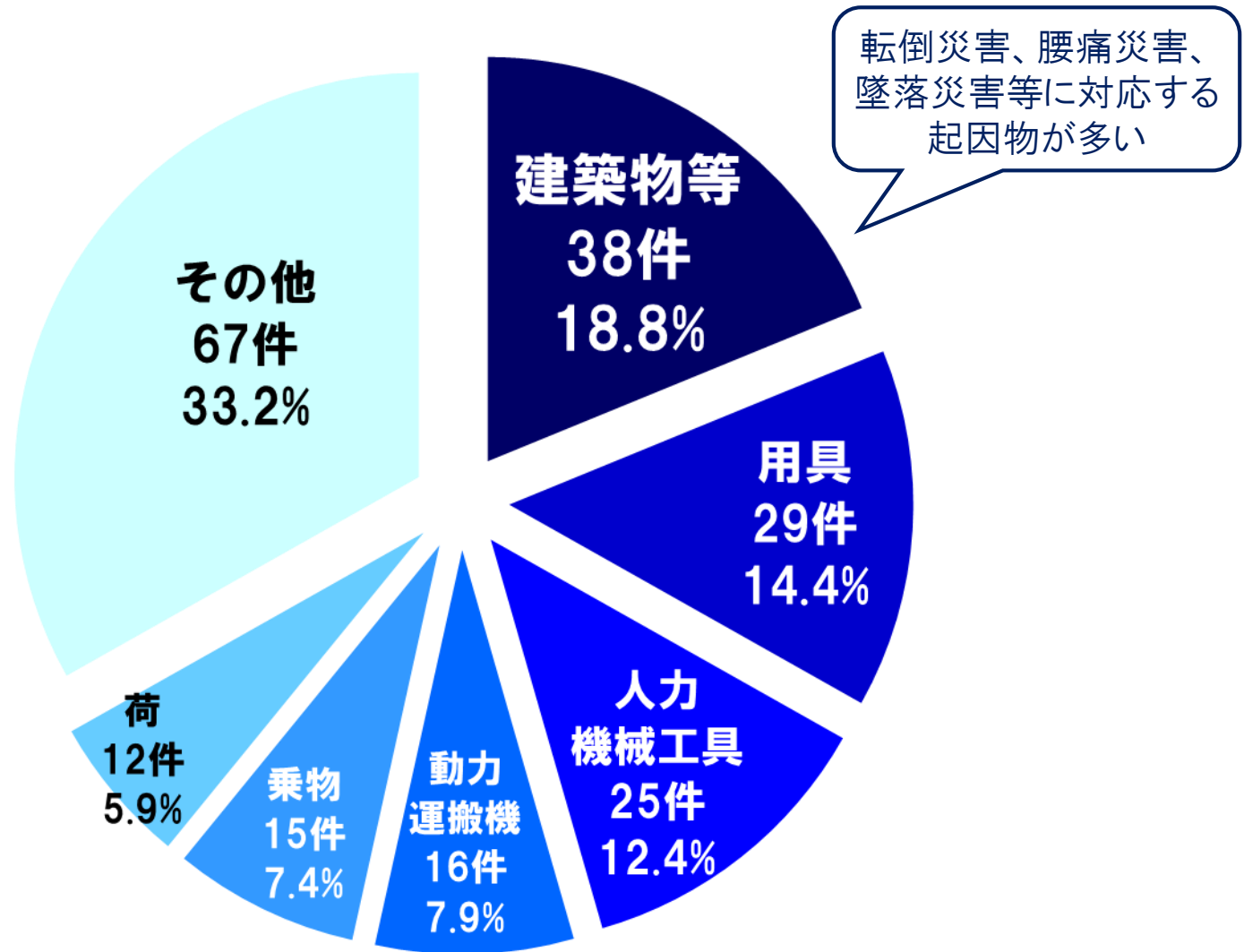
死亡災害発生状況(滋賀県)



事故の型別災害分析(滋賀県 商業)

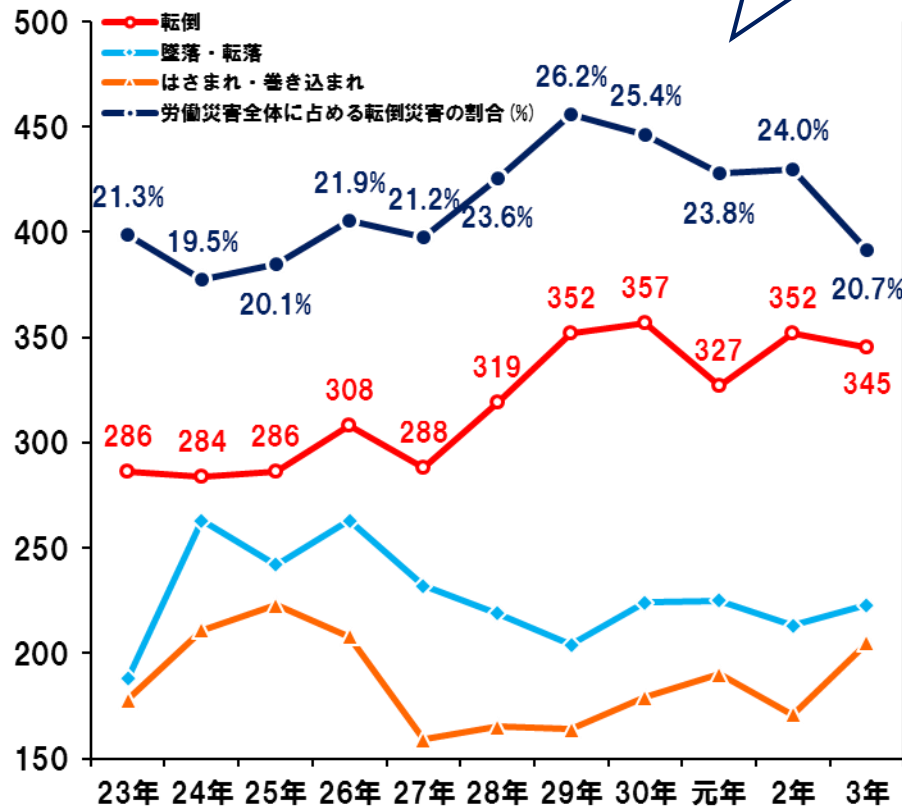


起因物別災害分析(滋賀県 商業)

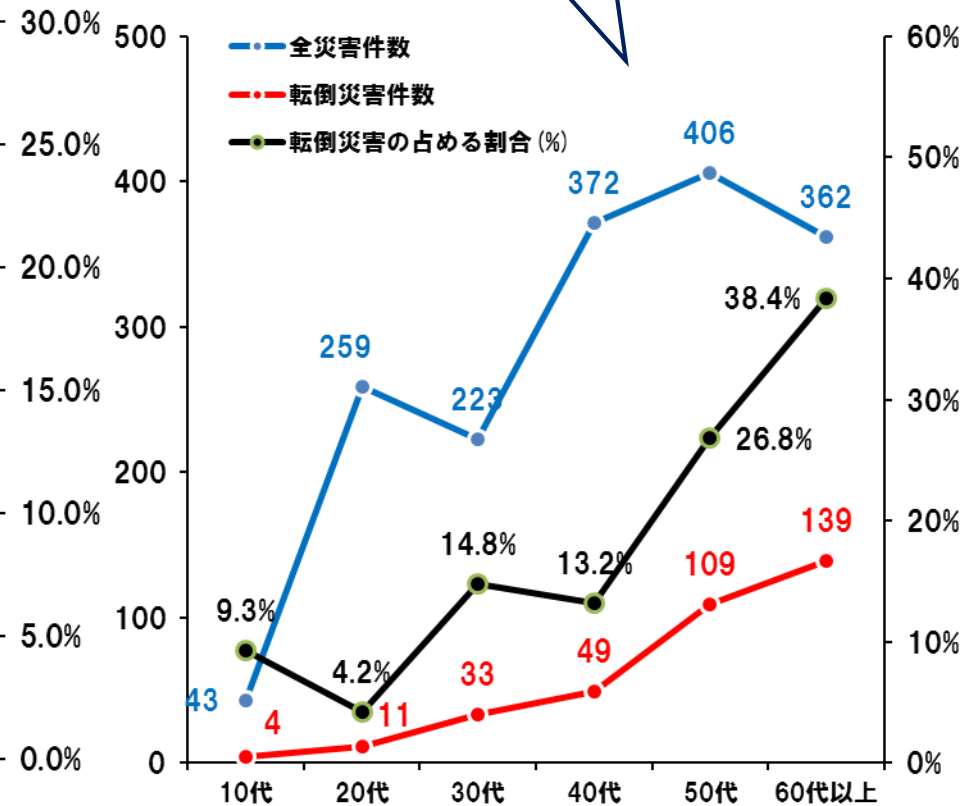


転倒災害の分析(滋賀県 全産業)

転倒災害は
近年、増加傾向
過去10年で約30%増



高齢者ほど
転倒リスク大



死亡災害事例

死亡災害事例

◆ 令和3年7月発生(小売業)

被災者は、店舗の売上金を金融機関に入金するため、自動車を運転し片側1車線の県道を走行していたところ、対向車線にはみ出してしまったため、対向車線を走行していた車と衝突し、死亡したものの。

◆ 令和2年7月発生(新聞販売業)

被災者は、二輪バイクで新聞配達中、交差点において赤点滅の信号を右折進行したところ、黄色点滅の信号だった右折先を進行中のトラックと衝突し、死亡したものの。

死亡災害事例

◆ 平成31年7月発生（新聞販売業）

被災者は、二輪バイクで新聞配達中、脇道から主道へ出たところ、走行中のトラックと衝突し、死亡したものの。

◆ 令和26年8月発生（食料品販売業）

被災者は、二輪バイクでピザ配達中、交差点で右折待ちしていたところ、後方から直進してきた乗用車に追突され、その弾みで対向車線に出たところ、対向車線の乗用車にひかれ、死亡したものの。

交通労働災害防止ガイドライン

自動車等の運転を行わせる事業者、荷主・元請事業者の皆さまへ

交通労働災害を防止しましょう 「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント

交通労働災害は、全産業に占める死亡災害のうち、2割以上を占め、労働災害防止上の重要な課題となっています。

平成24年4月に発生したツアーバスによる重大事故を受け、厚生労働省では、「交通労働災害防止のためのガイドライン」を改正しました。

このガイドラインは、労働安全衛生関係法令や「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」とともに、交通労働災害の防止を図るための指針となるものです。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

交通労働災害防止ガイドライン

交通労働災害防止に関する労働安全衛生法上の直接的な規制はないが、「交通労働災害防止のためのガイドライン」が制定されている。

- 管理体制の整備
- 運行管理者、安全運転管理者の選任
- 労働時間、運転時間の管理
- 走行計画の作成
- 出発前点呼
- 交通安全教育
- 健康管理
- 荷役作業対策

死亡災害事例

◆ 平成31年2月発生（建設業）

被災者は、公道脇の電柱に設置されたLED電球の交換作業に従事していた。電柱にハシゴを立てかけ、ハシゴに上り作業を行っていたが、バランスを崩し、乗っていた踏み栈から約3m墜落、頭部を打ち、死亡したものの。

災害発生原因として、安全に作業を行うことができる作業床ではない、ハシゴ上で作業を行い、安全帯を使用していなかったこと。また、ヘルメットも着用していなかったことが原因と考えられた。

脚立使用前チェックリスト

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日 天気 (晴・曇・雨・雪)
現場名 確認担当者名

- ☐ 脚立は安定した場所に設置している
- ☐ 開き止めに確実にロックをかけた
- ☐ ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- ☐ 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- ☐ 天板上や天板をまたいで作業をしない
- ☐ 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- ☐ 作業は頭の真上でしない
- ☐ 荷物を持って昇降しない



「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

高さ2m以上の作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



(R3.3)

はしご使用前チェックリスト

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- ☐ はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- ☐ (はしごをホルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- ☐ はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- ☐ はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- ☐ はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- ☐ はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



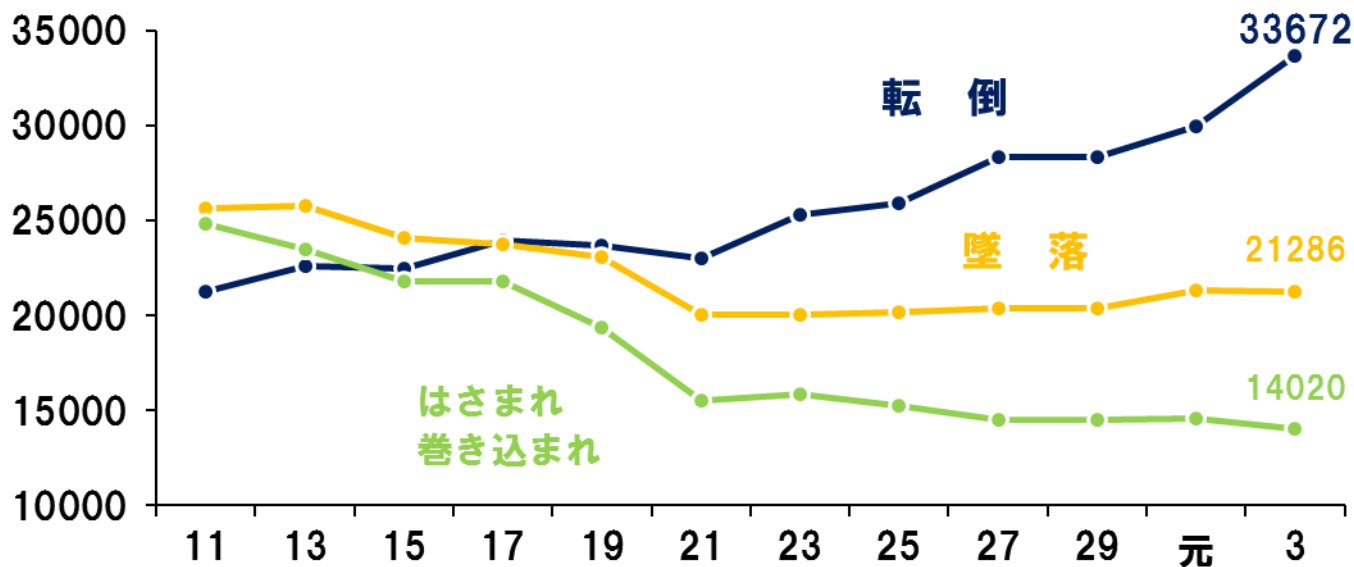
(R3.3)

転倒災害防止対策

転倒災害を減らしましょう！

仕事中に転倒して4日以上仕事を休む方は、年間30,000人程で(全国)、**労働災害の種類では最も多くなっています。**

特に高齢者の場合は重症化する割合が高く、日常生活での事故による死因の中でも、転倒・転落死は交通事故死を超えています。



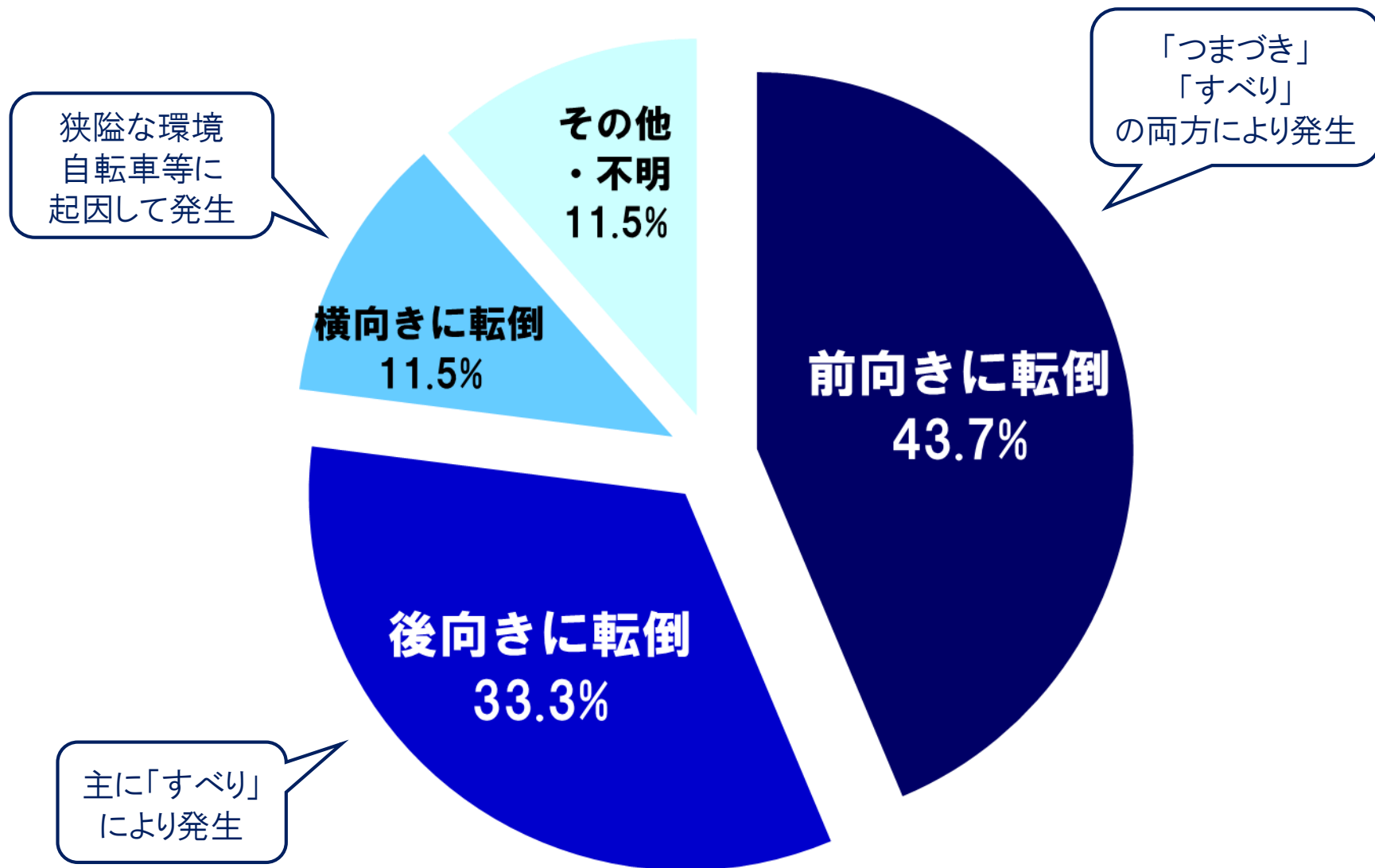
STOP! 転倒災害プロジェクト

転倒災害は、どのような職場でも発生する可能性があり、職場での転倒危険性は、問題意識を持って原因を特定し、適切な対策をとることで低減することができ、安心して働ける職場環境の実現に向けて「STOP! 転倒災害プロジェクト」を展開しています。



ST~~OP~~! 転倒災害
プロジェクト

転倒災害の分析(令和2年 彦根署 全産業)



転倒災害の原因

● どの様に転倒しているか？

- 前向きに転倒 43.7%
- 後向きに転倒 33.3%
- 横向きに転倒 11.5%

● 何が「原因」で転倒しているか？

- 「つまづき」：床面の段差、凹凸 等
- 「すべり」：床面の濡れ、凍結 等

前向き転倒災害

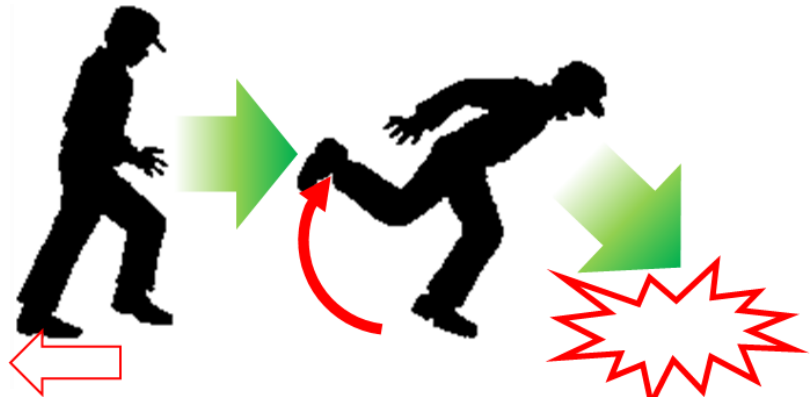
前向き転倒災害の原因は、大きく2パターンに分かれており、床面の段差、凹凸等による「つまづき」と、後向き転倒と同様に床面の「すべり」によるものであった。

その他、駆け足時等の際の脚のもつれによる転倒も多数発生していた。

主な負傷部位は、ひざ、手、上腕、顔、胴体等であった。



後足が滑ること
で前方方向に転倒



後向きの転倒災害

後向きの転倒災害の原因の大半は、床面のぬれや路面の凍結等による「すべり」によるものであった。

負傷部位として、腰部、ひじ、手首、後頭部が多い。

転倒防止対策として、床面の清掃、安全靴の見直し等が考えられる。



側面向きの転倒災害

側面方向への転倒災害は、前向き、後向きに比べると件数が少なく、大半が自転車等の搭乗中、設備間の狭隘な環境を移動中や側溝に足を取られる等といった、**作業者と床面以外の要素が関係する**状況での転倒災害であった。

その他・不明は、移動中に意識を失う等の例外的な転倒災害や災害発生状況が不明のもの。

転倒災害防止対策（ハード対策）

- 段差、隙間の解消（スロープ等）
- 適切な照度の確保
- 転倒危険箇所の抽出
- 注意喚起表示
- 滑り止めマットの設置

安全、衛生管理者等は、事業場内の巡視の際に転倒危険箇所を意識し、転倒防止対策を講じておくことが重要であるが、全ての転倒危険箇所をカバーするのは困難。



耐滑用安全靴、作業靴

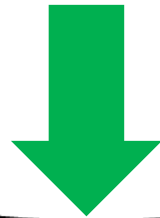
靴底と床面による転倒リスク

転倒
リスク

摩擦抵抗値が低すぎるため「滑り」による転倒災害のリスク大

逆に摩擦抵抗値が高すぎるため「つまづき」による転倒災害のリスク大

動摩擦係数0.4~0.5付近が最も転倒リスクが低く、作業に適している



歩行面（靴底-床面間）の摩擦抵抗値

耐滑用安全靴の選択

一般的には、摩擦係数が高すぎる安全靴は「つまづき」による転倒災害の原因となるとされているが、実際には、安全靴のグリップが良過ぎることにより、作業者がつまづき転倒した災害は、ほとんど発生していない。

転倒災害を防止するためには、基本的に「**対滑用安全靴**」として販売されている靴を選択することが正解と考えられるが（滑りにくい靴底に加え、**つま先を上げる**加工が施されている）、油、水等を使用する作業場等の床面の状況によっては「**耐油用安全靴**」等の選択を検討する。

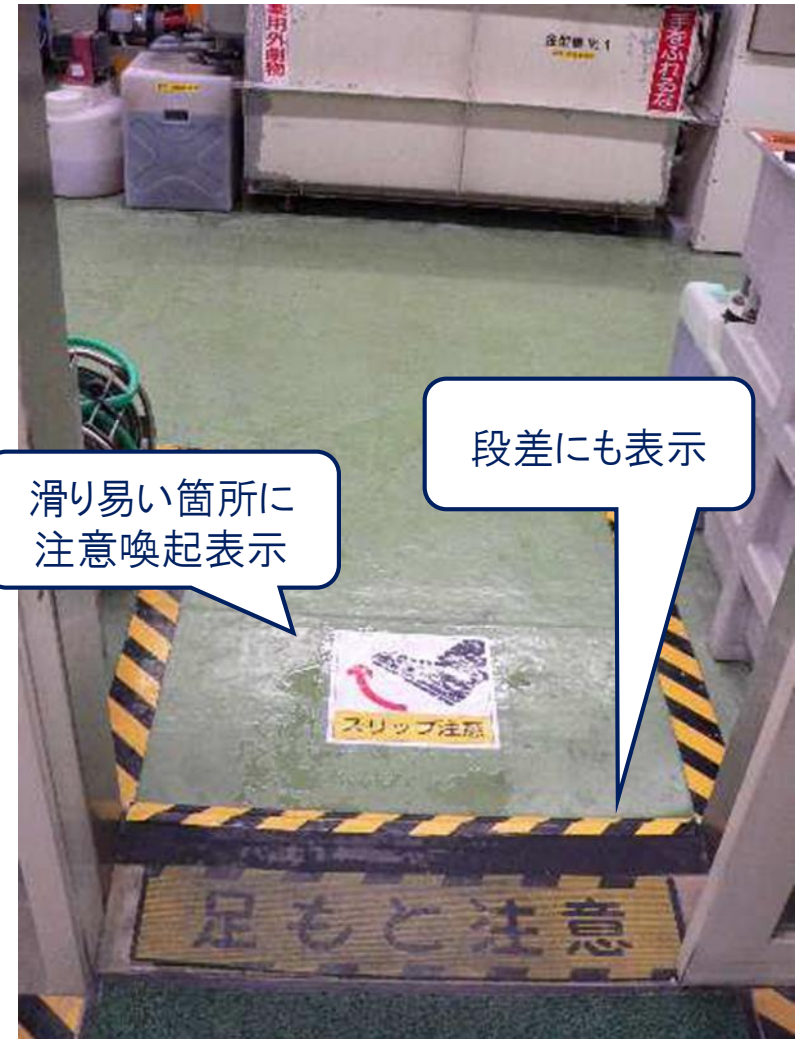
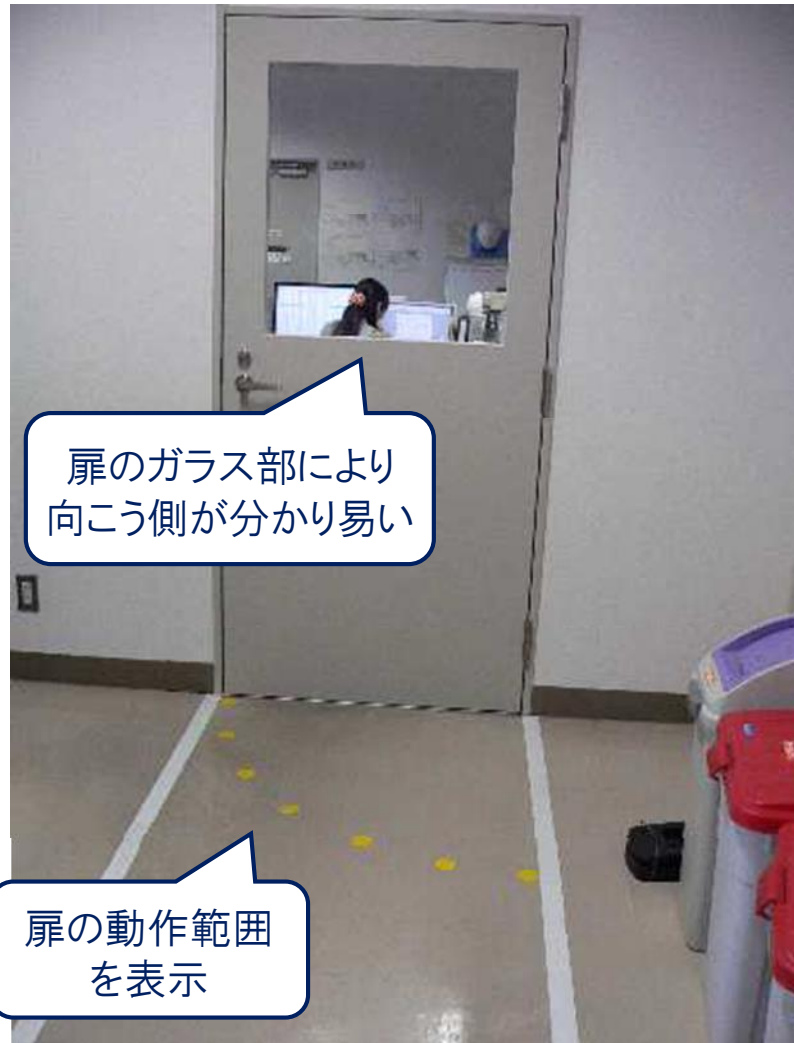
安全の見える化で転倒災害防止



手すり使用の
意識付けを行う



安全の見える化で転倒災害防止



転倒災害防止対策（ソフト面）

- 4 S（整理・整頓・清掃・清潔）の徹底
 - ・ 不要なものを作業スペースに置かない
 - ・ 通路を確保する
 - ・ 床面の水等を放置せず、拭き取る

4 Sが徹底されていない作業場では、本来、置くべきでない所に物が置かれている等により「つまづき」が発生しやすい。

また、物を探すのに時間がかかる等、作業効率も低下する。

転倒しにくい歩き方

- 歩幅を小さく

歩幅が大きくなると重心移動が大きくなり、体の揺れも大きくなる。

- 慌てずゆっくり

時間に余裕を持って行動する。特に積雪時等は普段より移動時間がかかることに注意。

- 靴裏全体を付ける

設置面積が大きいほどグリップ力が大きい。

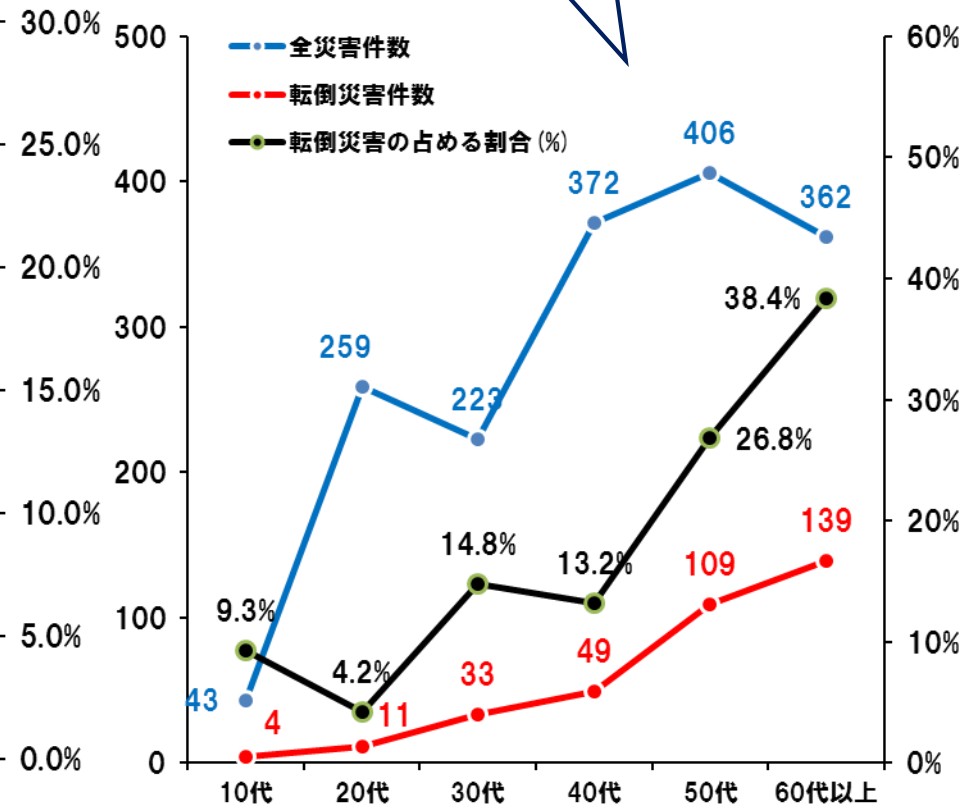
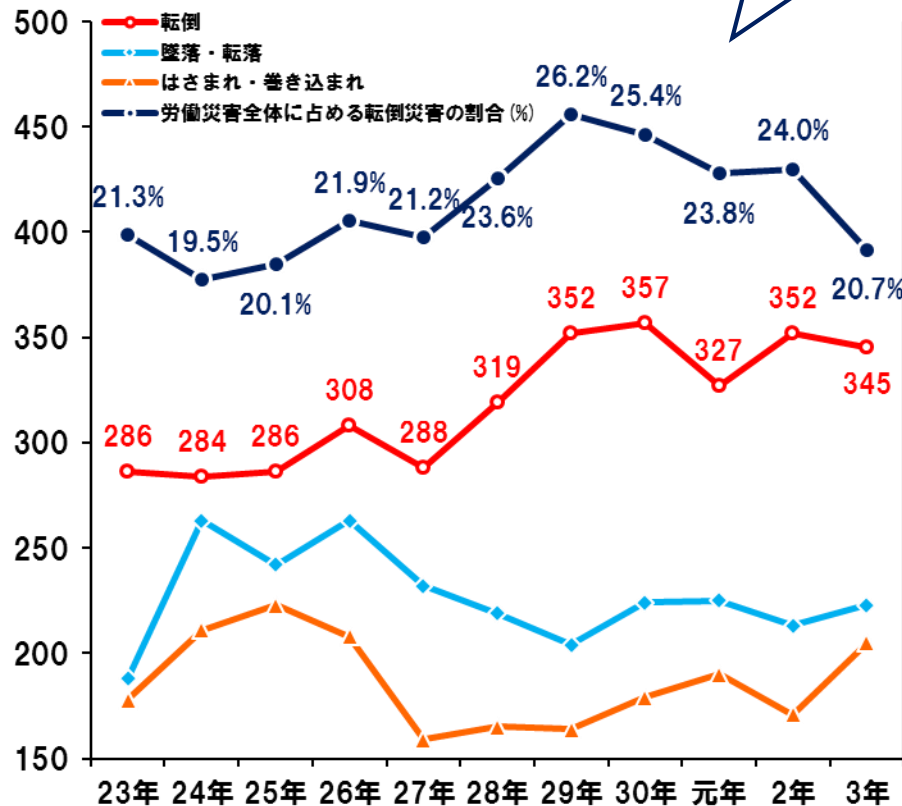
- 注意力を保つ

歩きスマホ等は足元への注意力を奪う。

高齢労働者ほど転倒リスク大

転倒災害は
近年、増加傾向
過去10年で約30%増

高齢者ほど
転倒リスク大



転倒を回避するために必要な身体能力

足が滑った際にバランスを取る、つまずいた際に前に足を出す、踏み外した際に周囲の物を把持する、これらを咄嗟に行うためには、**反応の速さ、柔軟性、筋力、バランス能力**が必要。

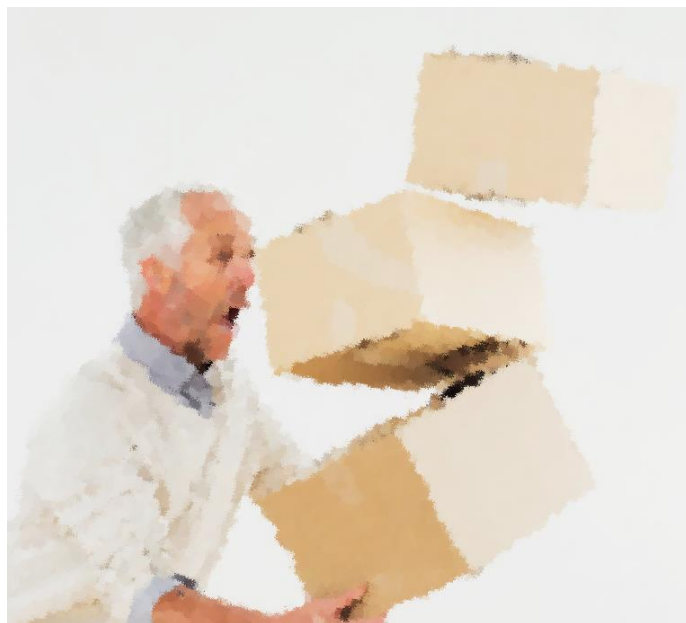
しかしながら、これらの身体能力は加齢により低下していき、転倒災害の回避可能性を低下させることになる。

加齢に負けないよう、身体能力を維持、向上させるには適度な**運動、栄養、休息**が必要。

加齢によりデュアルタスク能力も低下

2つの要素に注意を向けることが求められる課題のことをデュアルタスクという。

同時に2つの情報を処理する際には、それぞれの課題に対して注意を配分したり、切り替えたりする力が必要となる。

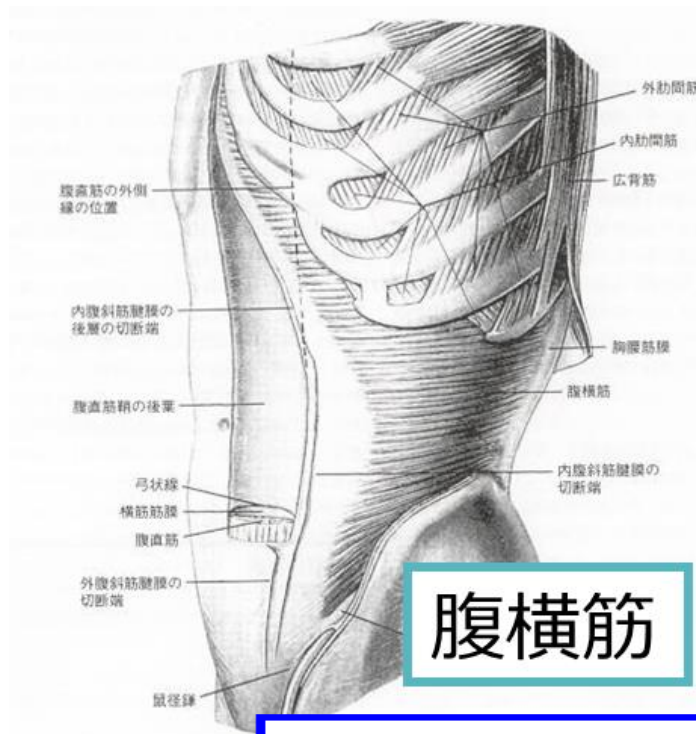


「歩き」
ながら
「運ぶ」

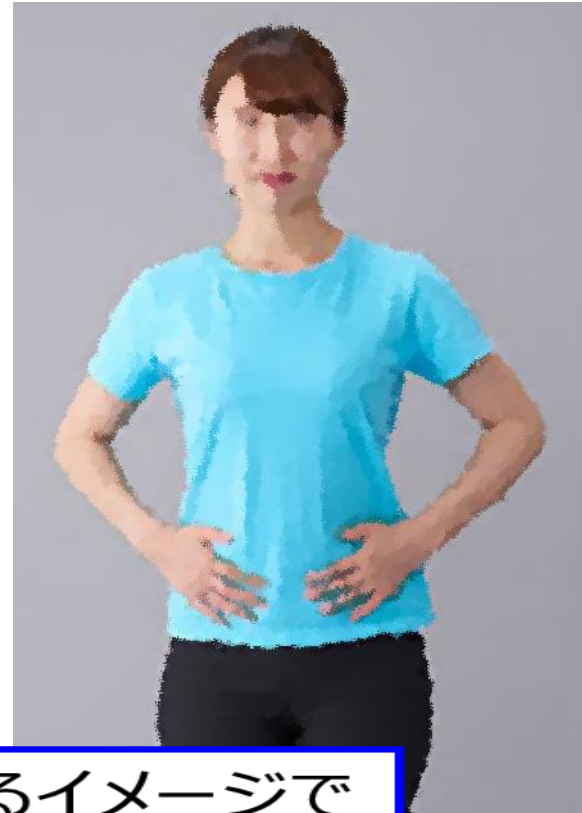
高齢労働者の転倒災害防止対策

- 高齢労働者を基準に作業環境を整備
- 自らの体力、身体能力を把握、自覚させる
- 作業開始前のストレッチで柔軟性の確保
- 普段から補強運動を実施
- 反応速度向上には、短時間でも素早い運動を全力で実施
- デュアルタスク能力を向上させるためには有酸素運動が有効
- 仕事後の疲労感大の人は、筋力トレーニングと栄養（タンパク質、ビタミン）、水分摂取、睡眠、禁煙、節酒

補強運動 閉眼片足立ち60秒



腹横筋



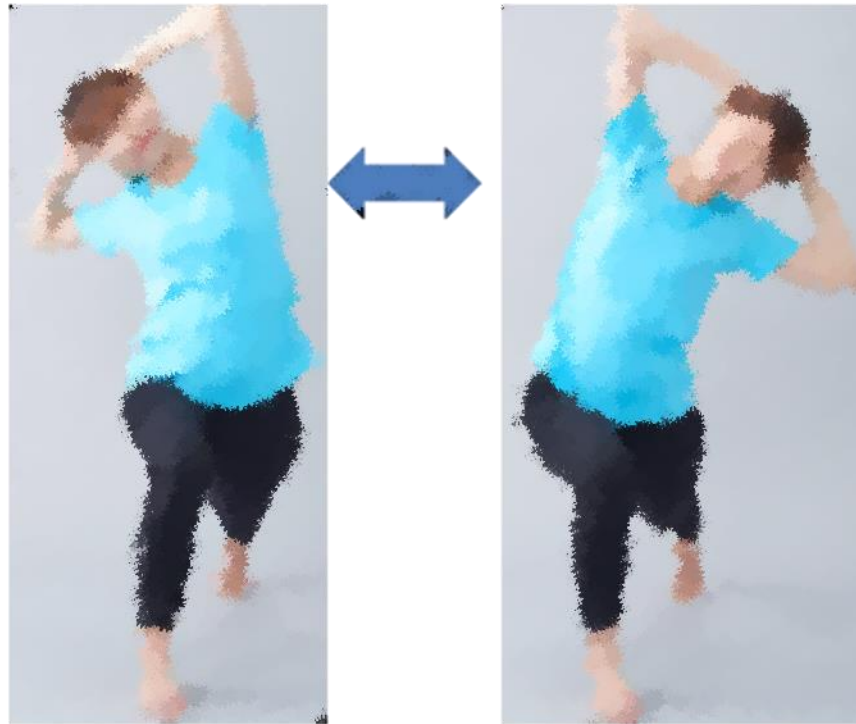
へそを引っ込めるイメージで
常時20%の力を維持

補強運動 エアプレーン



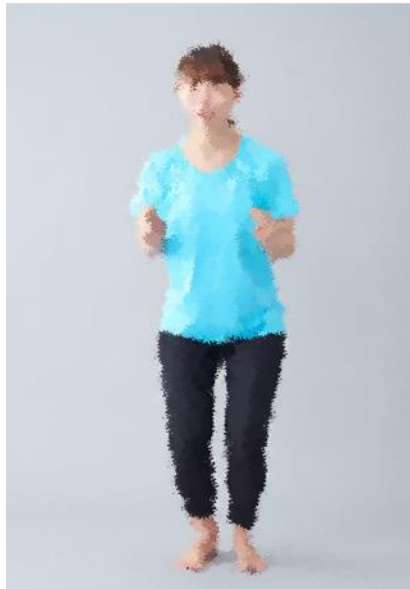
両手を交差させ膝を引き上げてから、両手を横に広げ上体を前傾させながら片足を後ろに上げて、頭から足までを一直線にする。5秒間止まる。

補強運動 ピッチャーバランス



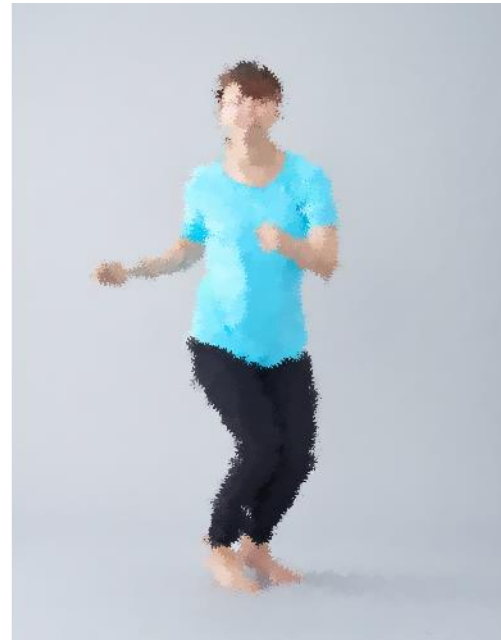
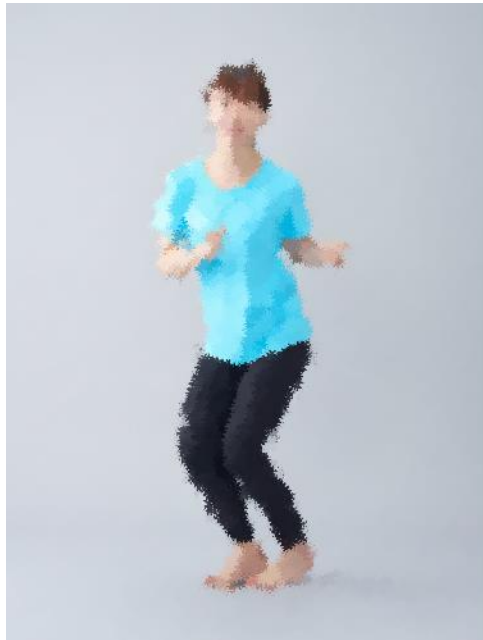
一直線上に両足を置き、両手を頭の後ろで組み、上体を左右へゆっくりと10回動かす。

補強運動 その場ダッシュ



両手を振って、足もしっかり上げ、地面を強く叩く
10～30秒間

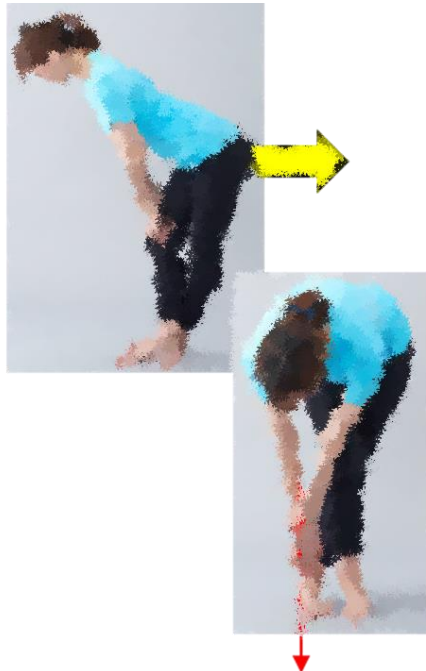
補強運動 ツイスト



リズムカルにツイストする。

両手を曲げて、両足の拇指球を支点とする。

始業終業時 ストレッチ

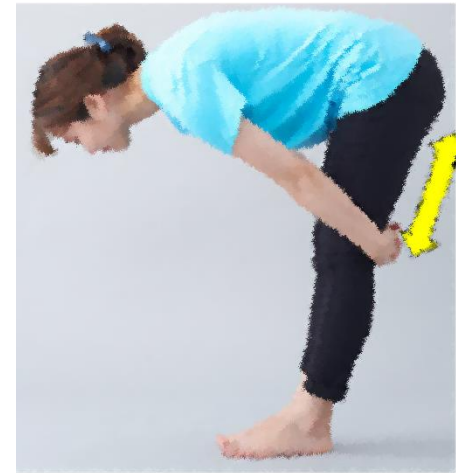


a. 左脚に対して右脚を交差させ、曲がった右膝を両手でつかみます。この姿勢からお尻を後に突き出すと左太ももの後がピンと張ってきます。

痛い～気持ち良い程度で、反動をつけずに10秒間伸ばします。

b. 次に、両手を左足方向へ10秒間伸ばしましょう。

反対も同様に行います。



両手を膝の後ろで組み、そのまま膝をしっかりと伸ばします。
10秒間、痛くない範囲で伸ばします。

主動作筋(この場合は大腿四頭筋)の最大収縮時に拮抗筋(この場合はハムストリングス)を抑制させるという相反神経支配の作用を利用したストレッチです。

冬季に多発する転倒災害

彦根市、米原市、長浜市周辺においては、年に数回程度ではあるが降雪量が多くなることがあり、積雪、路面の凍結等を原因とする転倒災害が集中的に発生するため（降雪量が多い年は、路面凍結、積雪等に起因する転倒災害が20件近く発生し全災害件数の15%程度を占めることとなる）、積雪時は特に転倒災害に注意が必要。



冬季の転倒災害防止対策

- 天気予報に注意

寒波が予想される場合は早めに対策を講じる。

- 駐車場の除雪、融雪

駐車場からの移動中に転倒していることが多い。除雪、融雪により安全通路を確保する。

- ゴム底の靴

一般的な革靴は雪道では滑りやすい。

- 照度の確保

冬季は日が短いため、駐車場等の屋外の電灯は早めにつける。

転倒災害防止チェックリスト

	チェック項目	☑
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	☐
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐
5	作業靴は作業現場に合った耐滑性があり、かつ、ちょうど良いサイズのものを選んでいますか	☐
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていますか	☐
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	☐
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐

腰痛災害防止対策

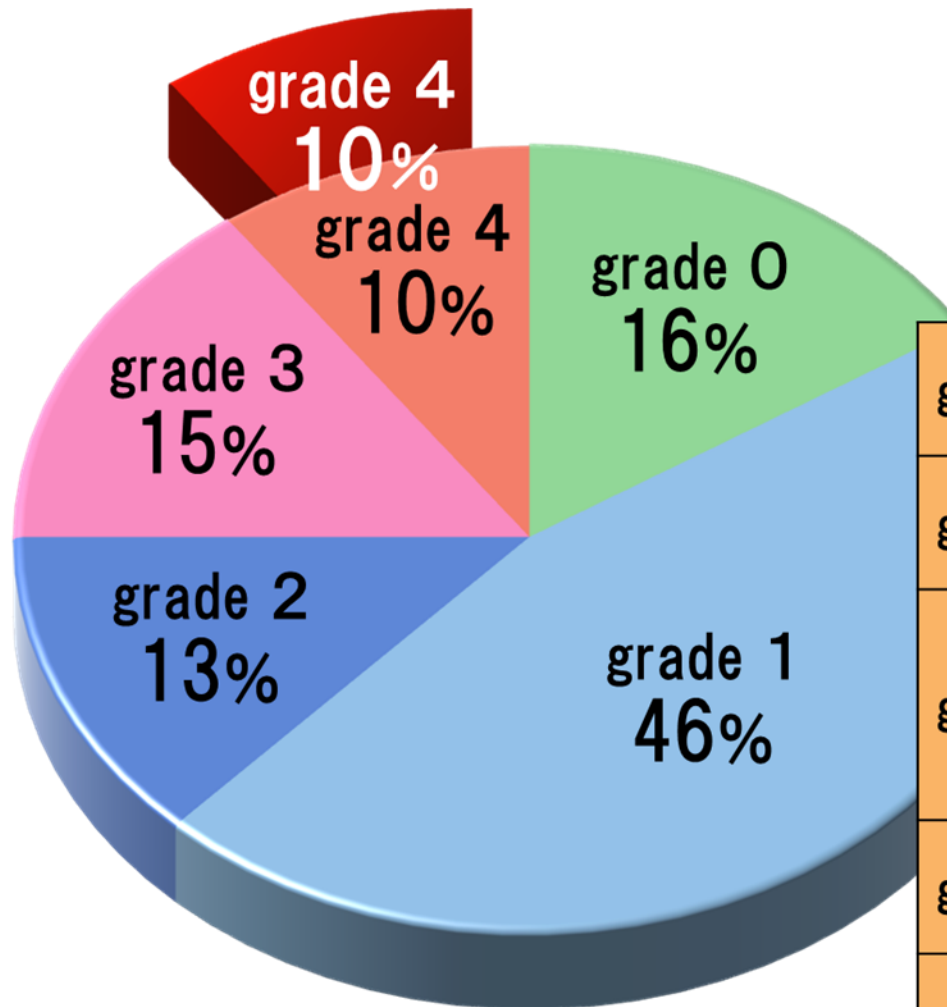
腰痛とは

一般に腰痛とは、ぎっくり腰（腰痛捻挫等）、椎体骨折、椎間板ヘルニア等の総称であり、様々な原因で発生し、特定の症状のみを指している訳ではない。また、腰痛の痛みの範囲は、腰部のみに留まらない場合もあり、膝関節より下部に、痛みやしびれが発生する場合もある。

腰痛に密接に関係する身体の構造として、脊椎の各椎体間の軟骨である椎間板、椎体の周囲の椎間関節、じん帯、筋肉があり、腰痛とは、これらの構造に障害が生じた際に、発生する腰部の痛みである。

一生を通じて腰痛になる割合

全人口の83.4%が
一生に一度は腰痛になる

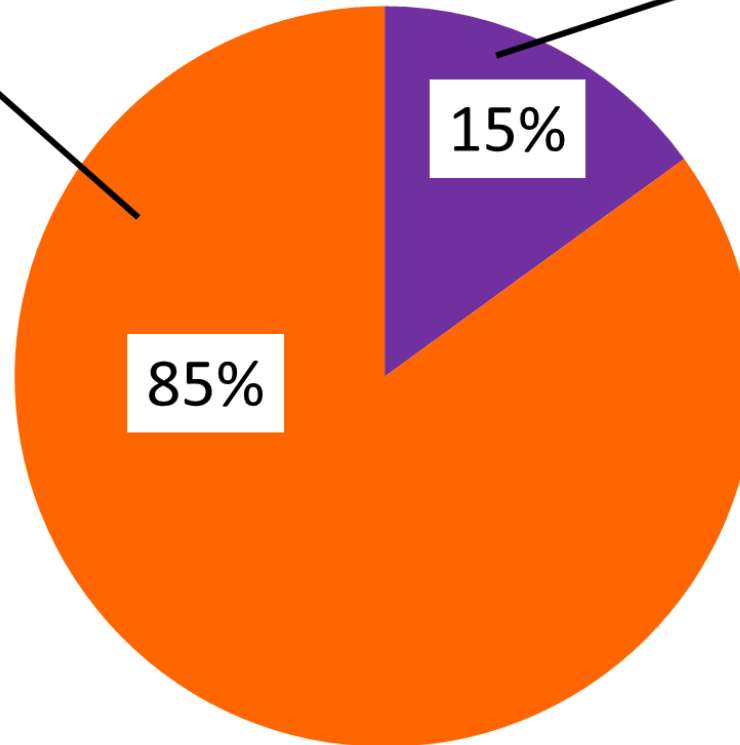


grade 0	腰痛なし
grade 1	支障のない腰痛
grade 2	支障はあるが仕事などを休まなかった腰痛
grade 3	連続4日未満休んだ腰痛
grade 4	連続4日以上休んだ腰痛

腰痛の分類

非特異的腰痛

ぎっくり腰、筋筋膜性腰痛など原因が特定できない腰痛



特異的腰痛

椎間板ヘルニア: 5%

脊柱管狭窄症: 5%

圧迫骨折: 4~5%

がん・感染: 4%

大動脈瘤: 1%

労働衛生 3 管理

腰痛災害に限らず、労働災害を防止するための労働衛生管理上の手法として、労働衛生の3管理という考え方がある。

労働衛生 3 管理に加えて、各作業者に対する腰痛予防のための教育、リスクアセスメントを展開することが腰痛予防対策として有効と考えられています。

- 作業管理
- 作業環境管理
- 健康管理

＋ 労働衛生教育、リスクアセスメント

腰痛災害発生に係る 3 要因

- 動作要因（作業管理）
 - 作業姿勢
 - 重量物の取扱作業
 - 作業頻度 等
- 環境要因（作業環境管理）
 - 作業環境の温度（寒冷環境が悪影響）
 - 車両等の全身振動
 - 床面の状況 等
- 個人的要因（健康管理）
 - 体格、筋力等（腰痛予防体操等）
 - 心理的緊張の有無
 - 既往症、基礎疾患の有無 等

第4の要因

最近では「動作要因」「環境要因」「個人的要因」に加え、第4の要因として、職場のストレスに代表される「**心理的要因**」も腰痛発症に影響を与えられている。

心理的要因には、以下の様なものがある。

- 仕事の満足度が得らず、働き甲斐がない
- 上司や同僚との関係が良好でない
- 利用者等からのクレーム 等

動作要因(重量物取扱作業)

年少則、女性則により、年少者及び女性が直接取扱うことができる重量に制限を定めているが、一般の男性労働者に対する法規制はない。

腰痛予防指針では、人力により取扱う重量の上限値を、成人男性では体重の40%、成人女性では体重の24%としている。

		18歳以上		16～18歳		16歳未満	
		男	女	男	女	男	女
重量 (kg)	断続	—	30	30	25	15	12
	継続	—	20	20	15	10	8

動作要因(理想的な作業姿勢)

腰痛リスクの低い作業姿勢は、力み等がなく自然に正面を向いた姿勢であり、その姿勢を維持するためには、机や作業台を適切な高さに調節する必要がある。

立ち状態、座り状態にかかわらず、肘を机等の上面につけた際に肘の角度が90度程度になる高さが、適切な机、作業台の高さである。

また、適切な椅子の高さは、足裏全体が丁度、床面に着く高さである。

動作要因(不自然な作業姿勢)

腰痛リスクの高い作業姿勢は、上半身が前掲する前屈姿勢、膝関節を曲げて立つ中腰姿勢、上半身と下半身の向きが異なるひねり姿勢、しゃがみ姿勢等が挙げられる。

これらの作業姿勢のまま腰部に荷重を受ける作業を行うことで腰痛発症の契機になる可能性が考えられるため、作業前には、まず姿勢を整えることが重要であり、作業を行う際は、急激な動作を避け、膝の力、動作で作業を行うことを意識し、また、下腹部に力を入れながら行うこと。

動作要因(拘束姿勢)

立ち状態、座り状態において、長時間、静的作業姿勢（拘束姿勢）を取ることが腰痛発症リスクを増大させる。

立ち状態で同じ姿勢を取り続けなければならないことも多いと思われるが、具体的対策として、片足を乗せることができる台等を設置し、姿勢を入れ替えることができるようにする、座面の高い椅子を設置し、座って作業ができるようにする等が考えられる。

また、長時間の座り状態での作業は、適宜立ち上がり、座り続けないことが重要である。

不自然な姿勢時の背骨の形状

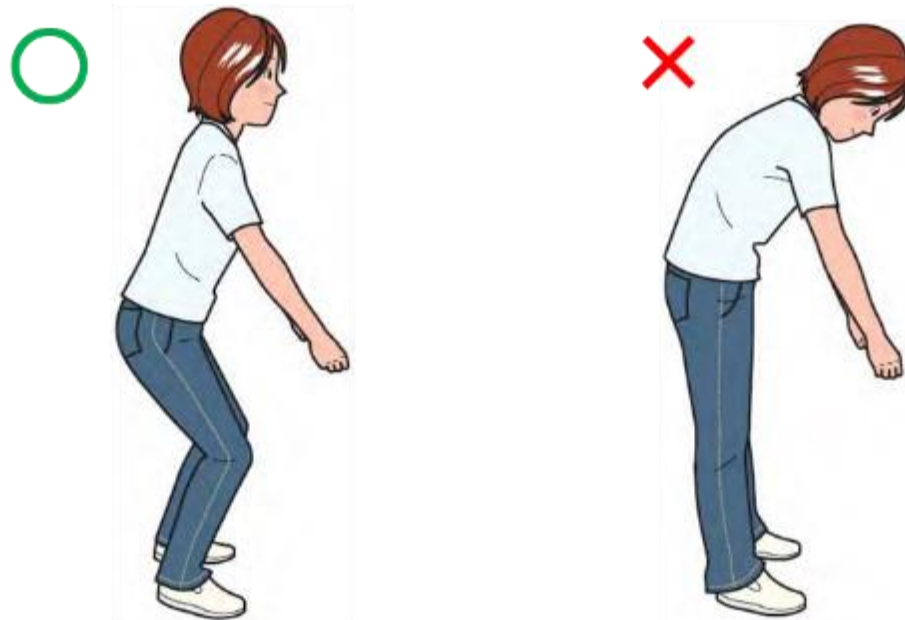
上半身を前傾する前かがみ姿勢や、膝を曲げた中腰姿勢は、不自然な姿勢であり、腰部への負担が大きい。

これらの姿勢を取る際に望ましいのは、背骨の形状が後弯状態ではなく、前弯状態が保持されている状態である。



基本となる作業姿勢

立った状態で無意識に前かがみになると、背骨が後湾状態になりやすいので、バレーボールのレシーブの姿勢を意識し、腰椎が前弯した状態を保持する。



座り状態の作業姿勢



イスとの間に巻いたタオルを挟んで前弯状態を維持



猫背状態だと背骨が後弯状態に

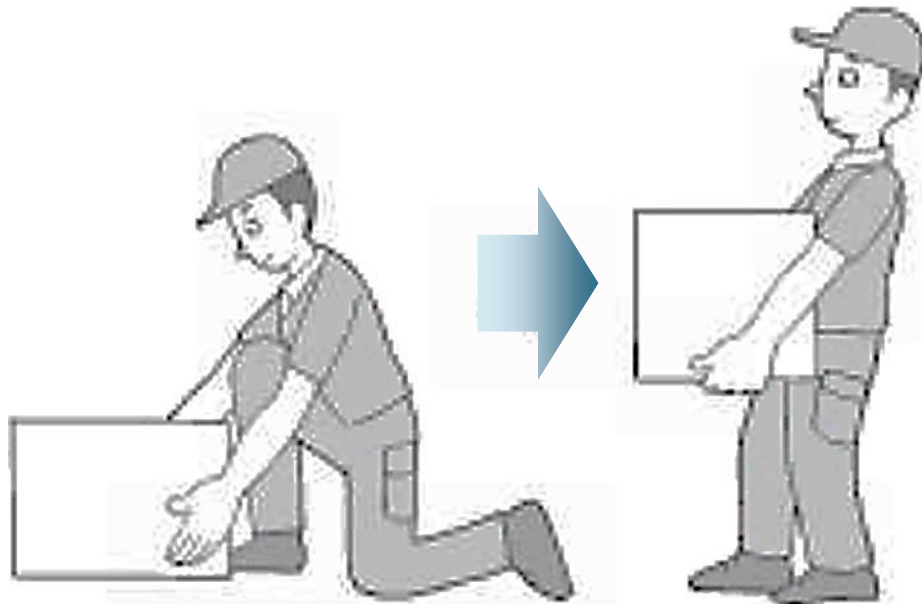


正面を向いてねじれ姿勢を回避

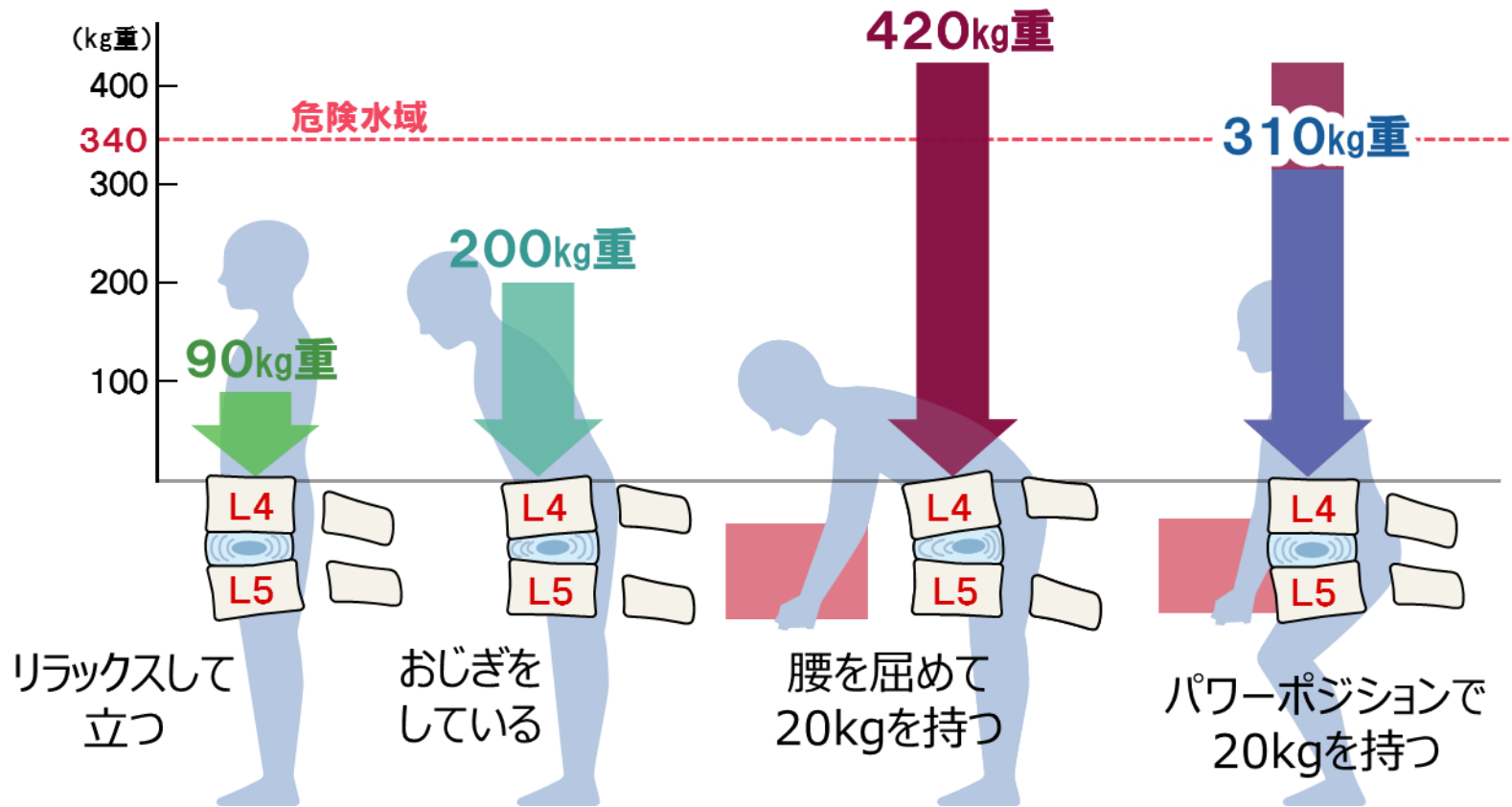
重量物を持ち上げる作業

立った状態から、床上に置かれた物を持ち上げる場合は、片足を少し前に出し、膝を曲げ、しゃがんで物を持ち、この姿勢から膝を伸ばし、下半身の力により持ち上げる。

また、動作の際は、背骨の前弯状態の維持を意識する。



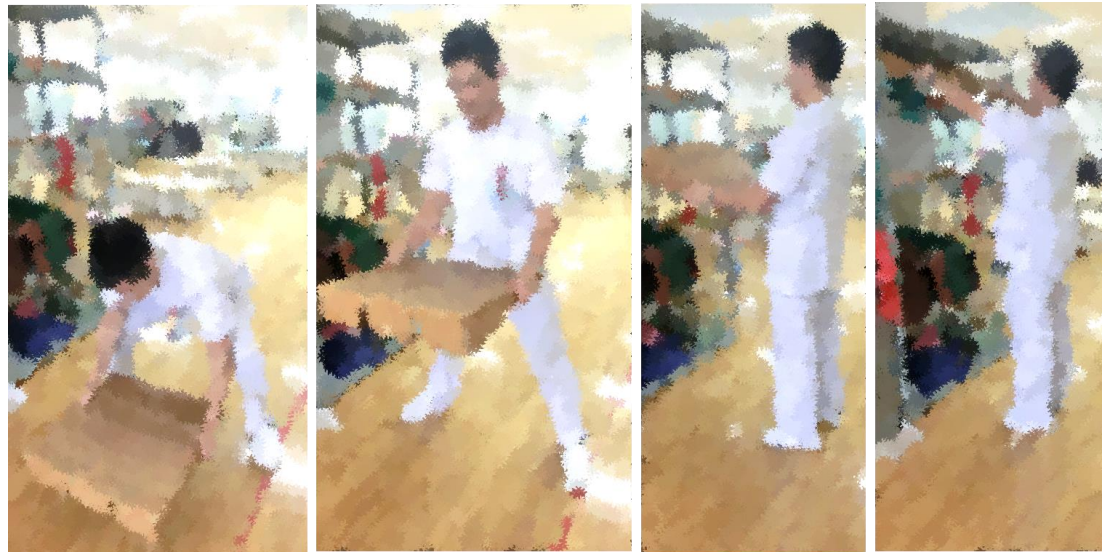
動作、姿勢による椎間板圧力



腰痛が発生しやすい作業姿勢

多くの業種において、腰痛発生原因となった作業姿勢として、**中腰の状態**で身体をねじった**姿勢**が最も多い。

この姿勢が作業上で欠かせない場合は、**中腰とねじりの動作**を分ける対応が必要。



環境要因(作業場所の温度)

作業場内の温度が低い場合、寒冷反射により血管の収縮が生じ、腰部の筋肉、軟部組織が硬直化し、腰痛を誘発する要因となる。

冬季の屋内作業場では、暖房により適切な温度環境を維持することが望ましく、屋外においても防寒着等を着用させることが望ましい。

適切な温度については、作業強度によって筋組織からの発熱量が変化するため、座り作業では高く、重量物取扱作業等では低めに設定することが望ましい。

環境要因(床面の状況)

転倒災害の発生、転倒に至る過程のふんばり等による不自然な力の発生により、腰痛災害が誘発されることがある。

転倒災害防止対策は前述のとおりであるため、床面の凹凸、濡れ等による、つまづき、滑りを防止するとともに、作業場内の適切な照度の確保が重要であること。

個人的要因(腰痛予防体操)

急性腰痛は作業開始から3～4時間の間に起こりやすい。これは、始業時は身体の動作や外力に対する反応性が低下しているためと考えられるが、作業開始前体操を行うことで、筋肉に刺激が与えられ、腰痛予防効果が得られる。

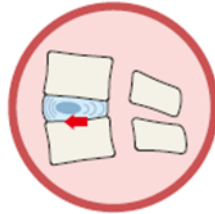
また、体幹、下肢の筋力強化や、股関節等の可動域の増加が、腰痛発症のリスクを低減させるため、日常から、これらを目的とする体操、トレーニングを行うことが望ましい。

これだけ体操

反る姿勢が多い仕事

曲げる姿勢が多い仕事

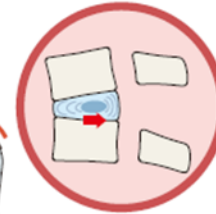
前方への軽いderangement ディレンジメント



■ 腰椎の前弯が強くなったら…

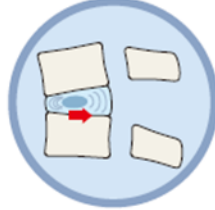
3秒間
息を吐きながら
最大限に曲げる
or
最大限に反らす
1～2回

後方への軽いderangement ディレンジメント



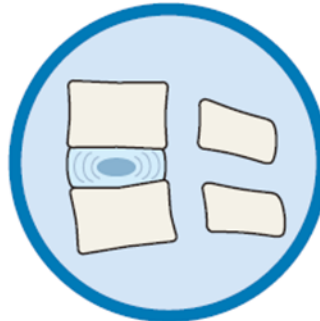
■ 腰椎が後弯傾向になったら…

背中を丸めるこれだけ体操

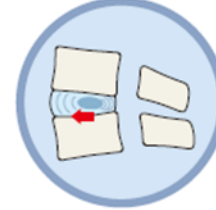


■ 両方の足を開き、息を吐きながらゆっくり背中を丸めて床を見ながら3秒間保持する(1～2回)

Derangementのない状態
(髄核が本来あるべき位置)



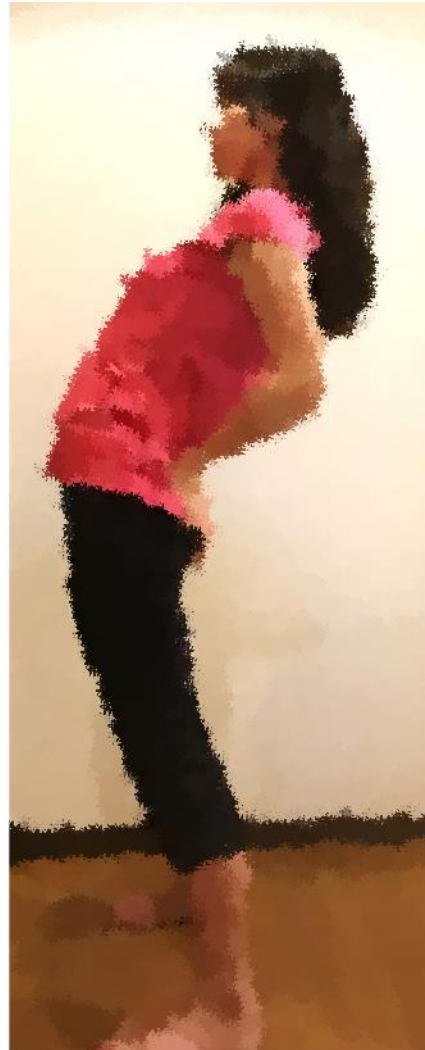
背中を反らすこれだけ体操



■ 足を軽く開き、膝を伸ばしたまま上体を、ゆっくり息を吐きながら最大限反らして3秒間保持する(1～2回)

これだけ体操

3 秒間
息を吐きながら
最大限に反らす
1 ～ 2 回



その他の事項

新型コロナウイルス感染症対策

事業者の皆さま、労働者の皆さまへ

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。
- ～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「職場における感染防止対策の実践例」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討の際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
☐	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
☐	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
☐	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
☐	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
☐	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

事業場内自主点検用資料

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐに行えることを確実に実施いただくことが大切です。
- 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に努めてください。また、その結果について全ての労働者が確認できるようにしてください。
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検に用いて下さい。
※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
1	感染予防のための体制	
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労働者が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実行可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2	感染防止のための基本的な対策	
	(1)事業場に於いて特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」	
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
	(2)感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い	
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするとき、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、5について確認してください。	はい・いいえ
	・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている（手指消毒薬の使用も可）。	はい・いいえ
	・その他（ ）	はい・いいえ
	(3)三つの密の回避等の徹底	
	・三つの密（密集、密接、密閉）を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他（ ）	はい・いいえ

全国安全週間

- ◆ 本週間 令和4年7月1日～7月7日
- ◆ 準備期間 令和4年6月1日～6月30日

◆ スローガン

安全は 急がず焦らず怠らず

◆ 実施事項（一部）

- 経営トップによる安全パトロール
- STOP！転倒災害防止プロジェクト
- 腰痛予防対策の徹底

滋賀県産業安全の日

◆実施期間

- 開催日 11月15日
- 準備期間 11月 1日～11月14日
- 改善期間 11月16日～11月30日

◆実施事項

- 経営トップによる現場パトロール
- 作業手順、安全基準等の総点検
- リスクアセスメント など

ゼロ災滋賀ロゴマーク

最近の労働災害の増加傾向を受け、安全衛生意識の高揚を図るため、滋賀労働局では、ゼロ災滋賀ロゴマークを制定し、事業場での使用を奨励している。滋賀労働局のHPにおいて、卓上カレンダー等のデータと併せて公開している。

